

平成 27 年度第 2 四半期の保安検査の実施状況について

平成 27 年 11 月 4 日
原子力規制庁

平成 27 年度第 2 四半期（7 月～9 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の実施状況等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設及び廃止措置中のものを除く）

（1）平成 27 年度第 2 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1-1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1-1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表 1-1 に示すとおりである。

このうち「監視」^{※2}に該当する事象が、東京電力株式会社福島第二原子力発電所において 1 件（福島第二原子力発電所における管理区域内の区域区分の維持管理上の不備について）確認された。詳細な内容は、別表 1-2 のとおり。

また、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、保安規定違反に該当する事象（設備工事に係る設計管理の不備）が確認されたが、保安検査後の 9 月 28 日、同発電所 6 号機中央制御室において設計上の要求事項を満足しない状態で敷設されたケーブルが多数確認され、当該保安規定違反と同様に設計管理等に不備がある可能性が考えられることから、当該保安規定違反については区分の判定を保留する。

当該保安規定違反の区分に係る判定については別途報告する。

※2 保安規定違反の判定区分については、添付参考資料に示す判定基準に従って区分している。

(2) 安全確保上重要な行為等の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し、重大事故発生時等の安全確保上重要な行為等に対し、原子炉等規制法第43条の3の24第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表1-3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問及び記録確認等を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為等の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

(3) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成27年度第2四半期の保安検査期間外では、保安規定違反に該当する事象が、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅにおいて2件（調達管理不備、安全機能の重要度分類設定不備）確認された。詳細な内容は、別表1-4のとおり。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

(1) 平成27年度第2回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{*3}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※3 実施計画第Ⅲ章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-5に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-5に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表1-5に示すとおりである。このうち「監視」^{*4}に該当する事象が4件（「共通要因分析の未実施」、「仮設集積場所におけるガレキ等の不適切な管理（抜き打ち検査）」、「品証部門が行う保全計画の確認の未実施について」、「C・H5・H4・H6エリア堰内雨水漏えい事象について」）確認された。詳細な内容は、別表1-6のとおり。

※4 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）の判

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	8月31日（月）～9月11日（金）
検査項目	<p>1) 基本検査項目（下線は保安検査実施方針に基づく検査項目）</p> <p>①過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況</p> <p>②東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>③マネジメントレビューの実施状況（本社検査を含む）</p> <p>④内部監査の実施状況（本社検査を含む）</p> <p>⑤放射性固体廃棄物管理の実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>⑥測定機器の管理状況（抜き打ち検査）</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況」、「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「内部監査の実施状況」、「放射性固体廃棄物管理の実施状況（抜き打ち検査）」及び「測定機器の管理状況（抜き打ち検査）」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況」に関しては、平成27年8月5日、原子力規制委員会にて保安規定違反（監視）となつた「島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正記録不備」の原因分析及び再発防止対策の実施状況を確認する計画であったが、再発防止対策の検討が進行中のため、適切な校正が実施されていなかつた流量計と同様な管理をしている機器の点検状況を確認することとし、対象となる機器について手順書等に基づき適切に点検が実施されていることを点検記録により確認した。</p> <p>「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関しては、全交流電源等の喪失時における対応訓練及び電源機能等喪失時対応資機材の点検が計画に基づき着実に実施され、緊急安全対策等が適切に維持管理されていることを訓練実施報告書及び点検記録により確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」に関しては、マネジメントレビューが社内規程に基づき適切に実施されるとともに、マネジメントレビューのアウトプットが品質目標に反映され、策定された業務計画に基づく活動が適切に実施されていることを記録により確認するとともに、前年度の安全文化醸成活動の評価を踏まえ、今年度の活動計画を適切に策定していることを記録により確認した。また、マネジメントレビューの実施状況等について、保安業務を統括する管理責任者である電源事業本部長に対してインタビューを実施し、経営責任者の同活動への関与・取り組み状況を確認した。</p> <p>「内部監査の実施状況」に関しては、安全管理監査及び実施部門内部監査において、社内規程に基づき平成26年度の内部監査が適切に実施されるとともに、平成27年度の基本計画が適切に策定されていることを記録により確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物管理の実施状況（抜き打ち検査）」に関しては、固体廃棄物貯蔵所に保管される放射性固体廃棄物の搬入出等の管理が手順に基づき適切に実施されていることを記録により確認した。一方、保安検査中に放射性固体廃棄物貯蔵所B棟、C棟において、ドラム缶の収納保管状況を現場で確認したところ、点検通路が充分確保されていない箇所が確認されたため、各貯蔵所内において、作業員の巡回点検が確実に実施できるよう、点検通路の適切な設置を指導した。</p>

	<p>「測定機器の管理状況（抜き打ち検査）」に関しては、発電所内設置の測定機器のうち放射線測定機器を抜き取り管理状況を確認したところ、要領や手順書に基づき放射線計測器の管理が適切に実施されていることを点検記録及び工事報告書により確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視、定期試験（1号機非常用ガス処理系手動起動試験）への立会い等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>また、保安検査実施期間中に1号機新燃料汚染状況調査があったことから、使用済燃料プール内の新燃料移動作業の立会を実施した結果、「作業要領書」等に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであると判断する。</p>
--	---